

# 開示決定・不開示決定に対する不服申立て

Q 1 . 不服申立てとは？

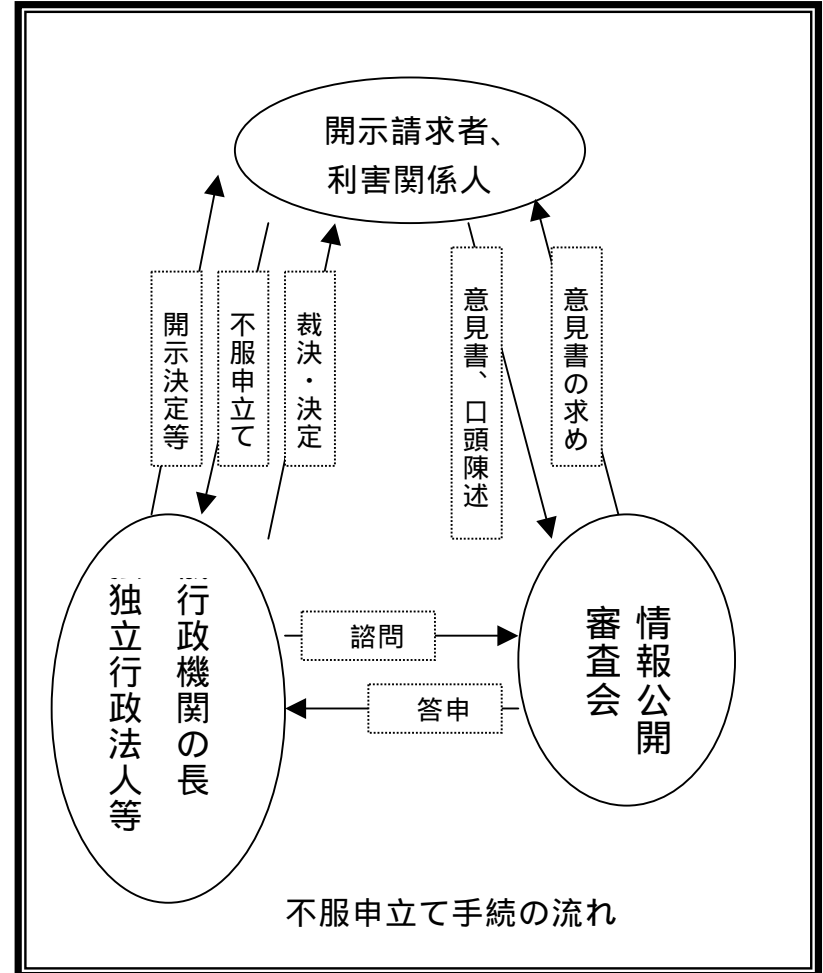
A 1 . 「開示請求をしたのに不開示決定を受けた」、「自分のことが書かれている文書は不開示にしてほしいのに開示決定にされた」というような場合には、開示決定・不開示決定（開示決定等）の取消しや変更を行政機関の長（大臣等）又は独立行政法人等に求めることができます。不服申立てを受けた行政機関の長又は独立行政法人等は、開示決定等が正しかったかどうか検討し、不服申立てをした人（不服申立人）の主張に理由があると認めたときは、その決定を取り消すか、変更しなければなりません。なお、不服申立てには費用はかかりません。

Q 2 . 不服申立てはどうやってすればいいの？

A 2 . 不服申立ては、

- (1) 不服申立て先である行政機関の長又は独立行政法人等に対して、
- (2) 不服申立て期間内（開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内）に、
- (3) 必要な事項を記載した書面により  
しなければなりません。

(1)と(2)は、開示決定等通知書の裏面に記載されています。(3)の「必要な事項」や書面の様式については、開示決定等をした（又は不服申立て先である）行政機関又は独立行政法人等の情報公開担当窓口にお問い合わせください。また、書面の提出は、直接窓口で行うほか、郵送で行うこともできます。



Q 3 . 不服申立ての手続はどうなっているの？

A 3 . 不服申立てを受けた行政機関の長又は独立行政法人等は、原則として情報公開審査会に諮問し、その答申を受けて不服申立てに対する結論（裁決又は決定）を出すことになります。不服申立人は、情報公開審査会に対して意見書を提出したり、口頭で意見を述べるすることができます。